

平成14年6月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号

株式会社 ガ ー ラ

代表取締役社長 菊川 暁

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討賜り、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成14年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿1丁目27番10号
渋谷区役所 新橋区民会館4F 大会場
(末尾の会場案内図をご参照下さい)
3. 会議の目的事項
報告事項 第9期（自平成13年4月1日至平成14年3月31日）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
決議事項
第1号議案 第9期（自平成13年4月1日至平成14年3月31日）損失処理案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（17頁から21頁まで）に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（25頁から27頁まで）に記載のとおりであります。
第6号議案 営業一部譲渡の件
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（28頁から30頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営業報告書

(自 平成13年4月1日)  
(至 平成14年3月31日)

### 1. 営業の概況

#### (1) 営業の経過及び成果

当期のわが国経済は、海外経済の減速を受けた輸出落ち込みに伴う企業収益の悪化により、厳しい局面を迎えております。

インターネット接続サービスは、高速化、低価格化が進み、常時接続やモバイルといった利用形態の変化もあわせて、ますます身近な社会のインフラとなってきました。また、情報集積の場として多くの生活者が情報交換を行う電子コミュニティへの注目が高まっていること、インターネット上の情報収集の重要性に対する認識が高まり、当社の提供するサービスに対する需要も顕在化して参りました。

多数の生活者が参加する電子コミュニティは、インターネットにおける情報集積の場として注目が高まっております。

当社では、クライアント企業に対しまして、マーケティングのインフラとしてのコミュニティの供給をはじめ、「サイバーコップス」やオプトインメール配信システムのOEM供給、ネット上の生の声を活用した「バイラルシェアリサーチ」等の各種サービスによる『コミュニティ・トータル・ソリューション』を提供しております。また、各サービスのシナジー効果を積極的に追及しております。

また、当期はコミュニティの生活者と企業をつなぐ「ワーズナビ」、ネット上の生の声を基にした「バイラルシェアリサーチ」、「バイラルシェアリサーチ」の結果を企業サイト構築に結びつけるコンサルティングサービスを新たに開始いたしました。今後も当社では常にユーザーに必要とされる新事業及びサービスを創出し、『コミュニティ・トータル・ソリューション』のポートフォリオを拡充する予定です。更に、ブロードバンド時代への対応のため、3次元画像によるコミュニケーションを含むコミュニティサービス等も視野に入れております。

このような状況のもと、当社では『コミュニティ・トータル・ソリューション』の提供に注力し、活動して参りました

結果、コミュニティ供給事業及びデータマイニング事業は順調に伸長いたしました。メール広告事業及びその他広告等の事業が落ち込み、コミュニティ関連の売上高は729,467千円、前期比6.1%減となりました。その他システム開発及びホームページ制作等の売上高は3,105千円、前期比54.6%減となりました。

なお、平成12年12月に韓国において主にセキュリティソフトの開発及び販売を行う合弁会社「GALA KOREA INCORPORATED」を設立しましたが、韓国での景気低迷等により、当該事業の市場が縮小し、今後の事業展開が困難になったことから、同社を平成13年10月31日付で解散いたしました。

また、主な特別損失として、固定資産除却損34,273千円、投資有価証券評価損を57,597千円計上いたしました。

以上の結果、売上高732,572千円（前期売上高783,936千円前期比6.6%減）、営業損失172,615千円（前期営業利益48,879千円）、経常損失171,599千円（前期経常利益25,468千円）、当期損失292,886千円（前期当期利益11,339千円）となりました。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

事業部門別の売上高を示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 期 別<br>区 分                           |               | 第 8 期<br>(自 平成12年 4 月 1 日)<br>(至 平成13年 3 月 31 日) |           | 第 9 期<br>(自 平成13年 4 月 1 日)<br>(至 平成14年 3 月 31 日) |           |
|--------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------|-----------|
|                                      |               | 売上高                                              | 構成比率<br>% | 売上高                                              | 構成比率<br>% |
| コ<br>ミ<br>ュ<br>ニ<br>テ<br>ィ<br>関<br>連 | コミュニティ供給事業    | 110,091                                          | 14.0      | 269,367                                          | 36.8      |
|                                      | コンテンツセキュリティ事業 | 142,046                                          | 18.1      | 81,327                                           | 11.1      |
|                                      | メール広告事業       | 335,275                                          | 42.8      | 211,462                                          | 28.9      |
|                                      | データマイニング事業    | 97,879                                           | 12.5      | 144,927                                          | 19.8      |
|                                      | その他広告等の事業     | 91,796                                           | 11.7      | 22,382                                           | 3.0       |
| コミュニティ関連小計                           |               | 777,089                                          | 99.1      | 729,467                                          | 99.6      |
| その他システム開発、<br>ホームページ制作等              |               | 6,846                                            | 0.9       | 3,105                                            | 0.4       |
| 合 計                                  |               | 783,936                                          | 100.0     | 732,572                                          | 100.0     |

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、総額で142,757千円であり、主な内訳はソフトウェア107,837千円、サーバー及びネットワーク設備等15,887千円、事務所移転に伴う備品購入8,217千円であります。なお、当期中に固定資産の除却損として34,273千円を計上いたしました。

## (3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

#### (4) 営業成績及び財産の状況の推移

|                           | 第 5 期     | 第 6 期      | 第 7 期      | 第 8 期      | 第 9 期      |
|---------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 売上高(千円)                   | 202,220   | 285,544    | 211,484    | 783,936    | 732,572    |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)     | 845       | 4,993      | 6,527      | 25,468     | △171,599   |
| 当期利益又は<br>当期損失(△)(千円)     | 737       | 1,642      | 697        | 11,339     | △292,886   |
| 1株当たり当期利益<br>又は当期損失(△)(円) | 1,843.96  | 4,043.76   | 391.35     | 1,144.72   | △28,460.49 |
| 総資産(千円)                   | 76,207    | 251,535    | 580,945    | 1,248,537  | 877,386    |
| 純資産(千円)                   | 19,303    | 131,397    | 481,094    | 1,050,434  | 757,547    |
| 1株当たり純資産(円)               | 48,257.71 | 298,629.78 | 155,342.14 | 102,073.09 | 73,612.60  |

- (注) 1. 第7期は決算期変更に伴い、平成11年9月1日から平成12年3月31日までの7ヶ月決算となっております。
2. 1株当たり当期利益又は当期損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
平成12年2月9日付で1株を4株に分割いたしましたが、第7期の1株当たり当期利益は期中における株式分割を期首に遡って平均株式数を計算し、算出しております。また、平成12年6月11日付で1株を3株に分割いたしましたが、第8期の1株当たり当期利益は期中における株式分割を期首に遡って平均株式数を計算し、算出しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出したものであります。
4. 第8期における総資産及び純資産の増加は、平成12年8月22日付で大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場に上場した際における新株式の発行（発行株式数1,000株、払込金額の合計558,000千円）によるものであります。
5. 第9期における経常損失は、主に売上原価、人件費及び賃貸料等のコストが前期に比べ増加したことによるものであります。また、当期損失は特別損失として固定資産除却損及び投資有価証券評価損等の計上によるものであります。  
総資産及び純資産の減少は、主に当期損失の計上、現金及び預金の減少によるものであります。

#### (5) 会社に対処すべき課題

当期における米国での景気減速、ネット関連企業の不振が続き、当社でも影響を受けております。この状況を改善すべく、当社では、当期第1四半期に経営改善計画を発表し、業績回復に向け、『コミュニティ・トータル・ソリューション』への絞込み、シナジー効果の更なる追求及び費用削減に向けた取り組みを進めて参りました。

事業の選択と事業の集中を更に推進し、収益体質への改善を図り、早期に繰越損失を解消すべく努めて参ります。

## 2. 会社の概況（平成14年3月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

当社は、インターネット等のネットワークを利用した情報交換機能を持つコミュニティサイトの構築・運営及びその関連サービスを主な事業としており、サービス内容は次のとおりであります。

#### ① コミュニティ供給事業

コミュニティサイトに関連して独自に有する技術とノウハウを活用し、企業のコミュニティ構築・運営を受託支援する他、企業がコミュニティをビジネスに活かすための各種システムを提供しています。

#### ② コンテンツセキュリティ事業

コミュニティサイトを安全に運営するために必要な各種業務ソフトを提供するサービスです。

#### ③ メール広告事業

ユーザーが特定ジャンルに関する企業のメール配信を自ら許可して登録するダイレクトメールサービスです。

#### ④ データマイニング事業

コミュニティの会員を対象とした深く詳細な分析と、インターネット全体を対象とした広範囲なデータ収集を組み合わせることにより、企業に対して有益なマーケティング情報を提供しています。

#### ⑤ その他広告等の事業

「ガーラフレンド」を媒体として、バナー広告やメールマガジン広告等を提供するサービスです。

### (2) 主要な事業所

本 社：東京都渋谷区

### (3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 37,164株  
 ② 発行済株式の総数 10,291株  
 ③ 株主数 847名(前期末比300名増)  
 ④ 大株主

| 株主名              | 当社への出資状況 |        | 当社の大株主への出資状況 |      |
|------------------|----------|--------|--------------|------|
|                  | 持株数      | 持株比率   | 持株数          | 持株比率 |
| 菊川 曉             | 6,861株   | 66.66% | —株           | —%   |
| 川手 広樹            | 431      | 4.18   | —            | —    |
| 村本 理恵子           | 302      | 2.93   | —            | —    |
| 菊川 匡             | 240      | 2.33   | —            | —    |
| 三菱信託銀行株式会社(信託口)  | 150      | 1.45   | —            | —    |
| 吉田 勉             | 62       | 0.60   | —            | —    |
| 新妻 修             | 53       | 0.51   | —            | —    |
| 大阪証券金融株式会社       | 50       | 0.48   | —            | —    |
| 金子 博昭            | 49       | 0.47   | —            | —    |
| 株式会社エヌ・ティ・ティエックス | 36       | 0.34   | —            | —    |

### (4) 従業員の状況

| 区分      | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|---------|------|--------|--------|--------|
| 男子      | 22名  | 2名減    | 29.81歳 | 1.48年  |
| 女子      | 7    | 3名減    | 31.48  | 2.29   |
| 合計または平均 | 29   | 5名減    | 30.21  | 1.67   |

(注) 従業員数には、契約社員3名及びアルバイト16名は含まれておりません。

## (5) 主要な借入先

| 借入先       | 借入残高         | 借入先が有する当社株式(持株比率)   |
|-----------|--------------|---------------------|
| 株式会社東日本銀行 | 22,721<br>千円 | —<br>千株<br>%<br>(—) |

## (6) 重要な企業結合の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金          | 当社持株比率   | 主要な事業内容                                                                    |
|----------------|--------------|----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社<br>ガーラウェブ | 60,000<br>千円 | 100<br>% | <ul style="list-style-type: none"><li>・ウェブ構築事業</li><li>・システム開発事業</li></ul> |

### ② 重要な関連会社の状況

重要な関連会社はなく記載を省略しております。

なお、前期に記載しておりました「GALA KOREA INCORPORATED」については、後記「③企業結合の経過」に記載のとおりであります。

### ③ 企業結合の経過

当社の関連会社である「GALA KOREA INCORPORATED」は韓国でのセキュリティソフトをはじめとするコミュニティ関連サービスの開発・提供のため平成12年12月に設立（当社出資額21,644千円）されましたが、韓国での景気低迷などにより、当該事業の市場が縮小し、同社の今後の事業展開が困難になったことから、平成13年10月31日付で解散し清算いたしました。なお、当期末において清算は終了しております。

### ④ 企業結合の成果

連結対象子会社は1社、持分法適用関連会社は1社であります。

当期の連結売上高は856,016千円、連結当期純損失は279,146千円となりました。



## (7) 取締役及び監査役

| 地 位       | 氏 名     | 会社における担当または主な職業   |
|-----------|---------|-------------------|
| 取締役会長     | 村 本 理恵子 |                   |
| 代表取締役社長   | 菊 川 暁   |                   |
| 取 締 役     | 川 手 広 樹 | 株式会社ガーラウェブ代表取締役   |
| 常 勤 監 査 役 | 田 中 最代治 |                   |
| 監 査 役     | 江 原 淳   | 専修大学ネットワーク情報学部教授  |
| 監 査 役     | 相 馬 健 夫 | 株式会社ネットラーニング常勤監査役 |

(注) 当期中の取締役及び監査役の異動

1. 監査役相馬健夫は、平成13年6月26日開催の第8回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役ジョナサン・ヘンドリックセンは、平成13年7月31日に辞任いたしました。
3. 取締役殿木和彦、取締役河野龍太は、平成13年8月7日に辞任いたしました。
4. 取締役斉藤雅晃、取締役小川淳は、平成13年9月30日に辞任いたしました。
5. 監査役江原淳、監査役相馬健夫は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## (8) 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

オプトインメールサービス「インフォアットメール」の営業譲渡

ジーエムオーメディアアンドソリューションズ株式会社と「営業譲渡契約書」を平成14年5月16日に締結し、その内容は以下のとおりとなっております。

なお、当事業年度における同事業の売上高は、193,538千円となっております。

### ① 譲渡する事業の内容

インターネットウェブサイト (<http://www.infomail.ne.jp>) において「インフォアットメール」等の名称で運営している、趣味・嗜好等の属性を登録した会員に対し、趣味・嗜好に関する電子メール広告を配信するダイレクト電子メール代行配信サービスを行う事業であって、直接もしくは取引する広告代理店を経由して広告主から広告を請け負っている事業に関する営業。

### ② 譲渡日

平成14年7月1日（予定）

### ③ 譲渡価額

譲渡財産の譲渡価額は、原則として譲渡日における帳簿価額を基準とした適正な金額とする。

### ④ その他

本営業譲渡契約は、平成14年6月30日までに開催される当社の株主総会の承認により効力を生じる。

(本営業報告書中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

## 貸借対照表

(平成14年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>   |                | <b>負債の部</b>    |                |
| <b>流動資産</b>   | <b>392,746</b> | <b>流動負債</b>    | <b>111,121</b> |
| 現金及び預金        | 216,904        | 買掛金            | 37,103         |
| 受取手形          | 36,230         | 1年以内返済予定長期借入金  | 14,004         |
| 売掛金           | 128,171        | 未払金            | 36,353         |
| 前払費用          | 8,614          | 未払費用           | 5,892          |
| その他流動資産       | 2,935          | 未払法人税等         | 475            |
| 貸倒引当金         | △111           | 未払消費税等         | 1,106          |
| <b>固定資産</b>   | <b>484,639</b> | 前受金            | 2,270          |
| <b>有形固定資産</b> | <b>68,760</b>  | 預り金            | 1,672          |
| 建物            | 7,621          | 賞与引当金          | 12,243         |
| 車両運搬具         | 180            | <b>固定負債</b>    | <b>8,717</b>   |
| 工具器具備品        | 60,959         | 長期借入金          | 8,717          |
| <b>無形固定資産</b> | <b>228,792</b> |                |                |
| 営業権           | 5,000          | <b>負債合計</b>    | <b>119,838</b> |
| 特許権           | 650            |                |                |
| 商標権           | 2,718          | <b>資本の部</b>    |                |
| ソフトウェア        | 219,637        | <b>資本金</b>     | <b>606,500</b> |
| 電話加入権         | 786            | <b>法定準備金</b>   | <b>430,500</b> |
| <b>投資等</b>    | <b>187,086</b> | 資本準備金          | 430,500        |
| 投資有価証券        | 27,975         | <b>欠損金</b>     | <b>279,452</b> |
| 子会社株式         | 60,000         | 当期未処理損失        | 279,452        |
| 長期前払費用        | 46,980         | (うち当期損失)       | (292,886)      |
| 保証金           | 52,129         |                |                |
|               |                | <b>資本合計</b>    | <b>757,547</b> |
| <b>資産合計</b>   | <b>877,386</b> | <b>負債・資本合計</b> | <b>877,386</b> |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

## 損 益 計 算 書

(自 平成13年4月1日)  
(至 平成14年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                        |             | 金              | 額              |
|----------------------------|-------------|----------------|----------------|
| 経<br>常<br>損<br>益<br>の<br>部 | 営業収益        |                |                |
|                            | 売上高         |                | 732,572        |
|                            | 営業費用        |                |                |
|                            | 売上原価        | 280,837        |                |
|                            | 販売費及び一般管理費  | 624,349        | 905,187        |
|                            | <b>営業損失</b> |                | <b>172,615</b> |
|                            | 営業外収益       |                |                |
|                            | 受取利息        | 256            |                |
|                            | 受取賃借料       | 1,800          |                |
|                            | その他営業外収益    | 128            | 2,184          |
| 営業外費用                      |             |                |                |
| 支払利息                       | 901         |                |                |
| その他営業外費用                   | 267         | 1,169          |                |
| <b>経常損失</b>                |             | <b>171,599</b> |                |
| 特別<br>損益<br>の<br>部         | 特別損失        |                |                |
|                            | 固定資産除却損     | 34,273         |                |
|                            | 投資有価証券評価損   | 57,597         |                |
|                            | その他特別損失     | 24,285         | 116,155        |
| <b>税引前当期損失</b>             |             |                | <b>287,754</b> |
| 法人税、住民税及び事業税               |             |                | 972            |
| 法人税等調整額                    |             |                | 4,160          |
| <b>当期損失</b>                |             |                | <b>292,886</b> |
| 前期繰越利益                     |             |                | 13,434         |
| <b>当期末処理損失</b>             |             |                | <b>279,452</b> |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

## 注 記

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社株式……………移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産……………定率法
    - なお主な耐用年数は次のとおりであります。
    - 建物…………… 8～15年
    - 工具器具備品…………… 4～15年
  - 無形固定資産……………定額法
    - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
    - また、営業権は商法に規定する5年間で均等償却しております。
3. 引当金の計上基準
  - 長期前払費用……………定額法
  - 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
4. リース取引の処理方法
  - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしております。
5. 消費税等の会計処理
  - 税抜方式によっております。

## 貸借対照表注記

|    |                                                            |            |
|----|------------------------------------------------------------|------------|
| 1. | 子会社に対する短期金銭債権                                              | 798千円      |
| 2. | 有形固定資産の減価償却累計額                                             | 43,434千円   |
| 3. | リースにより使用する固定資産<br>貸借対照表に計上した固定資産のほか、サーバーをリース契約により使用しております。 |            |
| 4. | 1株当たり当期損失                                                  | 28,460円49銭 |
| 5. | 新株引受権の内容                                                   |            |
| ①  | 平成12年2月18日付与の新株引受権                                         |            |
|    | 発行すべき株式の内容                                                 | 普通株式       |
|    | 新株引受権の残高                                                   | 1,050千円    |
|    | 行使価格 1株当たり                                                 | 16,667円    |
| ②  | 平成13年2月27日付与の新株引受権                                         |            |
|    | 発行すべき株式の内容                                                 | 普通株式       |
|    | 新株引受権の残高                                                   | 93,169千円   |
|    | 行使価格 1株当たり                                                 | 717,691円   |

## 損益計算書注記

|    |            |          |
|----|------------|----------|
| 1. | 子会社との取引高   |          |
|    | 子会社に対する売上高 | 11,567千円 |
|    | 子会社からの仕入高  | 26,154千円 |
|    | 営業取引以外の取引高 | 145千円    |
| 2. | 支配株主との取引高  |          |
|    | 営業取引高      | 2,350千円  |

## 税効果関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 繰延税金資産（流動）   |                   |
| 貸倒損失         | 126千円             |
| 賞与引当金        | 3,607千円           |
| 投資有価証券評価損    | 17,941千円          |
| 未払金          | 4,031千円           |
| 繰越欠損金        | 97,678千円          |
| 繰延税金資産（流動）合計 | <u>123,384千円</u>  |
| 繰延税金資産（固定）   |                   |
| 減価償却費        | 482千円             |
| 繰延税金資産（固定）合計 | <u>482千円</u>      |
| 評価性引当額       | <u>△123,866千円</u> |
| 繰延税金資産合計     | <u>—</u>          |

## 損 失 処 理 案

(単位：円)

| 摘 要                                 | 金 額         |
|-------------------------------------|-------------|
| 当 期 未 処 理 損 失                       | 279,452,699 |
| これを次のとおり処理いたします。<br><br>次 期 繰 越 損 失 | 279,452,699 |

# 会計監査人の監査報告書 膳本

## 監 査 報 告 書

平成14年5月14日

株式会社 ガーラ

代表取締役社長 菊 川 暁 殿

監査法人 トーマツ

代表社員 公認会計士 渡 邊 啓 司  
関与社員

関与社員 公認会計士 永 田 高 士

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、株式会社ガーラの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第9期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書のうち会計に関する部分及び損失処理案並びに附属明細書のうち会計に関する部分について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計に関する部分は、会計帳簿の記録に基づいて記載されている事項である。

ただし、会社は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定による監査を第9期から受けることとなったので、営業報告書に記載されている事項のうち第8期以前の会計に関する部分は、当該監査を受けていない計算書類に基づき記載されている。

この監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示している。
- (2) 営業報告書のうち第9期の会計に関する部分は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示している。
- (3) 損失処理案は、法令及び定款に適合している。
- (4) 附属明細書のうち会計に関する部分については、商法の規定により指摘すべき事項はない。

営業報告書に記載されている後発事象は、次期以後の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

平成14年5月16日

株式会社 ガーラ

代表取締役社長 菊 川 暁 殿

株式会社ガーラ監査役会

常勤監査役 田 中 最代治 ㊟

監査役 江 原 淳 ㊟

監査役 相 馬 健 夫 ㊟

当監査役会は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第9期営業年度の取締役の職務の執行について監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、その結果下記のとおり報告いたします。

### 1. 監査方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方法、業務の分担に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求め、あわせて会計監査人の監査について検討いたしました。

また取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表および損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表および損益計算書は、法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 損失処理に関する議案は、法令および定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の状況に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。
- (7) 子会社の調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。
- (8) 後発事象については、営業報告書に記載された事項以外には該当する事項は認められません。

以 上

(注) 監査役江原淳および監査役相馬健夫は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条1項に定める社外監査役であります。

以 上



# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 株式会社 ガ ー ラ  
代表取締役社長 菊川 暁
2. 総株主の議決権の数 10,291個
3. 議案及び参考事項

## 第1号議案 第9期（自平成13年4月1日至平成14年3月31日）損失処理案承認の件

議案の内容は、添付書類（14頁）に記載のとおりであります。当期は、添付書類（2頁から14頁まで）に記載のとおり、損失計上のやむなきに至りましたので、当期末処理損失を全額次期繰越損失とさせていただきますようお願い申し上げます。

また、第9期の営業の状況、貸借対照表及び損益計算書につきましては、添付書類（2頁から14頁まで）をご参照下さい。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の趣旨及び目的

- (1) 「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）が平成13年10月1日に施行され、額面株式・無額面株式の区別の廃止、端株主の権利に関する改正、株主総会決議の定足数の基準の改正等がされました。また、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が平成14年4月1日に施行され、電磁的方法による会社関係書類の作成に関する改正、従来の転換社債に関する改正等がされました。これらに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記変更に伴い、条数の変更を行うとともに、一部字句の修正や文言の整理及び一部表現につき他の条文との統一を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

| 現 行 定 款                                                                         | 変 更 定 款 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <u>（発行する株式）</u><br><u>第6条 当社が発行する株式は無額面普通株式とする。</u><br>2. <u>当社は、端株券を発行しない。</u> | （削除）      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 定 款 案                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(端株主の権利)</p> <p><u>第7条</u> 端株主は、利益配当金及び中間配当金を受ける権利並びに新株、転換社債及び新株引受権付社債の引受権を有する。</p>                                                                                                                                                                                            | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>(基準日)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載された議決権を有する株主（実質株主を含む）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項ならびに本定款に定めのあるもののほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載された株主（実質株主を含む）又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載された端株主をもって、その権利を行使すべき者とする。</p> | <p>(基準日)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項並びに本定款に定めのあるもののほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載又は記録された株主（実質株主を含む）又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき者とする。</p> |
| <p><u>第9条</u> （条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                                                          | <p><u>第7条</u> （現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p>                                                                                               | <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p>                                                                                                       |
| <p>(取締役又は従業員に対する新株引受権の付与)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、取締役又は従業員に商法第280条ノ19の新株の引受権を与えることができる。</p>                                                                                                                                                                                        | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                  | 変 更 定 款 案                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第12条～第14条 (条文省略)</p>                                                                                                                                  | <p>第9条～第11条 (現行どおり)</p>                                                                                             |
| <p>(議決権の代理行使)<br/> <u>第15条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。<br/> 2. 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>                           | <p>(議決権の代理行使)<br/> <u>第12条</u> (現行どおり)<br/> 2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>                       |
| <p>(議事録)<br/> <u>第16条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。</p>                                                                  | <p>(議事録)<br/> <u>第13条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p>                 |
| <p><u>第17条</u> (条文省略)</p>                                                                                                                                | <p><u>第14条</u> (現行どおり)</p>                                                                                          |
| <p>(取締役の選任方法)<br/> <u>第18条</u> 取締役は、株主総会において選任する。<br/> 2. 取締役の選任決議は、議決権ある株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。<br/> 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> | <p>(取締役の選任方法)<br/> <u>第15条</u> (現行どおり)<br/> 2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。<br/> 3. (現行どおり)</p> |
| <p><u>第19条～第23条</u> (条文省略)</p>                                                                                                                           | <p><u>第16条～第20条</u> (現行どおり)</p>                                                                                     |
| <p>(取締役会の議事録)<br/> <u>第24条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p>                                                        | <p>(取締役会の議事録)<br/> <u>第21条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p>       |
| <p><u>第25条～第27条</u> (条文省略)</p>                                                                                                                           | <p><u>第22条～第24条</u> (現行どおり)</p>                                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                  | 変 更 定 款 案                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第28条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権ある株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>               | <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第25条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>                                          |
| <p><u>第29条～第31条</u> (条文省略)</p>                                                                                                           | <p><u>第26条～第28条</u> (現行どおり)</p>                                                                                                                  |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>                                           | <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第29条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p>                                       |
| <p><u>第33条～第35条</u> (条文省略)</p>                                                                                                           | <p><u>第30条～第32条</u> (現行どおり)</p>                                                                                                                  |
| <p>(利益配当金)</p> <p><u>第36条</u> 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載された株主(実質株主を含む)又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載された端株主に対して支払う。</p>              | <p>(利益配当金)</p> <p><u>第33条</u> 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載又は記録された株主(実質株主を含む)又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</p>              |
| <p><u>第37条</u> (条文省略)</p>                                                                                                                | <p><u>第34条</u> (現行どおり)</p>                                                                                                                       |
| <p>(中間配当)</p> <p><u>第38条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載された株主(実質株主を含む)又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載された端株主に対し中間配当を行うことができる。</p> | <p>(中間配当)</p> <p><u>第35条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載又は記録された株主(実質株主を含む)又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し中間配当を行うことができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                               | 変 更 定 款 案   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>(<u>転換社債の転換の時期と配当金</u>)<br/> <u>第39条</u> <u>当社が発行する転換社債の転換により発行された株式及びこれにより生じた端株に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> | <p>(削除)</p> |

### 第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（3名）が任期満了となりますので、あわせて経営陣の強化を図るため、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)<br>住所                         | 主たる<br>職業         | 略 歴                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式の<br>種類及び数<br>(普通株式) | 当会社と<br>利害関係 |
|--------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------|
| 村本理恵子<br>(昭和30年4月27日)<br>世田谷区南烏山3-24-1-209 | 当社<br>取締役会<br>長   | 昭和54年4月 時事通信社入社<br>平成元年4月 専修大学経営学部専任講師<br>平成3年10月 株式会社アールアイエス（現株式会社ガーラウェブ）設立代表取締役<br>平成4年4月 専修大学経営学部助教授<br>平成10年4月 専修大学経営学部教授<br>平成10年10月 当社代表取締役会長<br>平成11年12月 株式会社アールアイエス（現株式会社ガーラウェブ）代表取締役退任<br>平成12年4月 専修大学経営学部教授退任<br>平成13年3月 当社取締役会長（現任） | 302株                             | なし           |
| 菊川 暁<br>(昭和40年7月4日)<br>品川区上大崎2-5-20        | 当社<br>代表取締<br>役社長 | 昭和63年4月 株式会社博報堂入社<br>平成5年9月 株式会社ガーラ設立代表取締役社長（現任）<br>平成8年4月 慶応義塾大学大学院ビジネススクールアントレプレナーズスクール第1期生                                                                                                                                                  | 6,861株                           | なし           |

| 氏名<br>(生年月日)<br>住所                              | 主たる<br>職業                                   | 略 歴                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式の<br>種類及び数<br>(普通株式) | 会社と<br>利害<br>関係 |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------|
| 川手 広 樹<br>(昭和42年11月10日)<br>渋谷区代々木<br>1-40-7-202 | 株式<br>会社<br>ガー<br>ラウ<br>ェブ<br>代表<br>取締<br>役 | 昭和63年4月 デザインプロダク<br>ション入社<br>平成5年4月 フリーのデザイナー<br>として活動<br>平成6年10月 当社取締役(現任)<br>平成10年10月 取締役プロデュース<br>局長<br>平成11年12月 株式会社アールアイ<br>エス(現株式会社<br>ガーラウウェブ)<br>代表取締役(現任)                                                                                   | 431株                             | なし              |
| 田 中 最代治<br>(昭和8年6月10日)<br>三鷹市下連雀<br>6-8-41      | 当社<br>常勤<br>監査<br>役                         | 平成2年7月 株式会社オリエント<br>ファイナンス(現株<br>式会社オリエント<br>コーポレーション)<br>代表取締役副<br>社長<br>平成8年6月 株式会社田中経営研<br>究所代表取締役<br>(現任)<br>平成8年7月 株式会社ベルシステ<br>ム24顧問<br>平成8年8月 株式会社ベルシステ<br>ム24監査役(現任)<br>平成11年11月 当社常勤監査役<br>(現任)<br>平成12年5月 株式会社クリーク・<br>アンド・リバー社<br>取締役(現任) | 12株                              | なし              |

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役田中最代治が辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案により選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までであります。

また、本議案の提出については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)<br>住所                         | 主たる<br>職業 | 略 歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式<br>の種類お<br>よび数<br>(普通株式) | 当会社との<br>利害関係 |
|--------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------|
| 岡田 行進<br>(昭和7年4月16日)<br>東村山市恩多<br>町3-43-30 | なし        | 昭和30年4月<br>株式会社日本相互銀行（現株式会<br>社三井住友銀行）入行<br>昭和58年4月<br>株式会社太陽神戸銀行（旧株式会<br>社日本相互銀行、現株式会社三<br>井住友銀行）外国業務部長<br>昭和59年10月<br>株式会社オリエントファイナンス<br>（現株式会社オリエントコーポレ<br>ーション）入社<br>昭和60年5月<br>株式会社オリエントファイナンス<br>常務取締役<br>昭和63年1月<br>株式会社オリエントファイナンス<br>専務取締役<br>平成2年8月<br>株式会社オリエントファイナンス<br>顧問<br>平成10年5月<br>セキュアードキャピタルジャパン<br>株式会社顧問 | なし                                    | なし            |

(注) 岡田行進氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を備えた候補者であります。



## 第5号議案 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20並びに商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進すること、並びに優秀な人材の確保を目的とし、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して以下の2.に記載の発行要領に基づく新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員（以下、「対象者」と総称する。）

#### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式836株を総株数の上限とする。

#### (3) 発行する新株予約権の総数

836個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

但し、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

#### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

- (5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額  
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）もしくは発行日の終値のいずれか高い金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が時価を下回る金額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた新株引受権附社債にかかる新株引受権及び同法第280条ノ19に定められた新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

更に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (6) 新株予約権の行使可能期間  
平成16年7月1日から平成19年6月30日まで。
  - (7) 新株予約権の行使の条件
    - ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
    - ② その他行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
  - (8) 新株予約権の消却事由及び条件  
当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。
  - (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
3. 新株予約権割当の要領
- 新株予約権の割当てに際して、当社取締役会決議に基づき、以下の要領の「新株予約権割当契約」を各対象者との間で締結するものとする。

(新株予約権割当契約の要領)

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することができる。また、新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも失った後は、新株予約権割当契約に定める場合を除き、新株予約権を行行使することができない。
- (3) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して定めるものとする。

## 第6号議案 営業一部譲渡の件

### 1. 営業譲渡を必要とする理由

当社は、平成13年8月の「経営改善計画」発表以来、マーケティングのインフラとしてのコミュニティの供給をはじめ、「サイバーコップス」やオプトインメール配信システムのOEM供給、ネット上の生の声を活用した「バイラルシェアリサーチ」等の各種サービスによる『コミュニティ・トータル・ソリューション』への注力を進め、業績の改善に向けて努力して参りました。

今般、事業の選択と集中を更に進めることを目指し、メール広告事業で行っている、オプトインメールサービス「インフォアットメール (<http://www.infomail.ne.jp>)」を、メール広告を重点事業とするジーエムオーメディアアンドソリューションズ株式会社に営業譲渡いたしたいと存じます。

### 2. 営業譲渡契約書の内容

#### 営業譲渡契約書（写）

株式会社ガーラ（以下甲という）と、ジーエムオーメディアアンドソリューションズ株式会社（以下乙という）とは、営業の譲渡に関し、次のとおり契約を締結する。

#### 第1条（目的）

甲は、平成14年7月1日（以下譲渡日という）をもって、甲が譲渡日現在インターネットウェブサイト (<http://www.infomail.ne.jp>) において「インフォアットメール」等の名称で運営している、趣味・嗜好等の属性を登録した会員に対し、趣味・嗜好に関する電子メール広告を配信するダイレクト電子メール代行配信サービスを行う事業であって、甲が自ら直接もしくは甲と取引する広告代理店を経由して広告主から広告を請け負っている事業に関する営業（以下本営業という）を乙に譲渡し、乙はこれを譲受けるものとする。但し、本営業の細目については本契約締結後、甲乙協議のうえ決定する。なお、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ譲渡日を変更できるものとする。

## 第2条（譲渡財産）

前条により甲から乙に譲渡すべき財産（以下譲渡財産という）は、譲渡日現在の甲の当該部門に属する流動資産、固定資産および固定負債とし、その細目は本契約締結後、  
甲乙協議のうえ決定する。

## 第3条（譲渡価額および支払方法）

譲渡財産の譲渡価額は、原則として譲渡日における甲の帳簿価額を基準とした適正な金額とし、その具体的金額・支払方法・支払期日等については、  
甲乙協議のうえ決定する。

## 第4条（引渡期日）

譲渡財産の引渡し期日は、譲渡日とする。ただし、手続き上の事由により必要あるときは、  
甲乙協議のうえ決定する。

## 第5条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後引渡し完了に至るまで、善良なる管理者の注意をもって譲渡財産を管理しなければならない。

## 第6条（従業員の取扱い）

乙は、甲の従業員を引き継がないものとする。

## 第7条（株主総会の承認）

甲は、平成14年6月30日までに株主総会を開催し、本契約につきその承認を求める。

## 第8条（株主総会の承認）

本契約は、前条に定める甲の株主総会の承認により効力を生じる。

## 第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、  
甲乙協議のうえ決定する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成14年 5月16日

甲： 東京都渋谷区広尾 1-1-39  
株式会社ガーラ  
代表取締役 菊川 暁

乙： 東京都渋谷区桜丘町26-1  
ジーエムオーメディアアンドソリューションズ株式会社  
代表取締役 廣末 紀之

3. 営業譲渡の時期

平成14年 7月 1日 (予定)

4. 営業譲渡する事業の最近営業年度における損益の状況

第 9 期(平成13年 4月 1日から平成14年 3月31日まで)

| 科 目  | 金 額       |
|------|-----------|
| 売上高  | 195,358千円 |
| 営業利益 | 6,625千円   |

- (注) 1. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 営業利益は、当社内部管理資料に基づいて計算したメディア事業部の状況であり、「インフォアットメール」以外の営業等も含まれております。

5. 営業譲受会社の概要

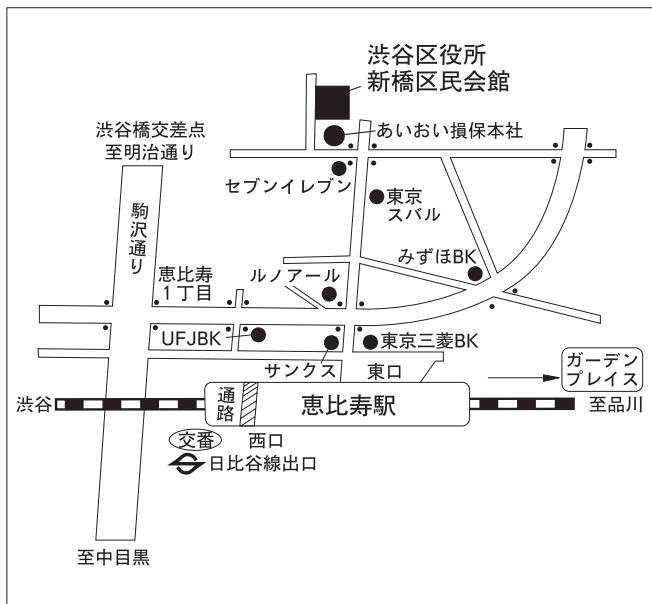
- (1) 商 号：ジーエムオーメディアアンドソリューションズ株式会社  
(2) 本店所在地：東京都渋谷区桜丘町26-1  
(3) 代 表 者：代表取締役社長 廣末 紀之  
(4) 資 本 の 額：335,000千円  
(5) 主 な 株 主：グローバルメディアオンライン株式会社 81.52%  
株式会社ネットエイジ 14.07%  
(6) 主な事業内容：メールメディアの構築・運営

以 上



## 定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区恵比寿1丁目27番10号  
渋谷区役所 新橋区民会館 4F 大会場  
T E L (03) 3444-0461



交通のご案内 ●J R 山手線 恵比寿駅下車徒歩10分  
(電車) ●地下鉄 日比谷線 恵比寿駅下車徒歩15分

※駐車場はご用意いたしておりませんので、交通は公共機関をご利用下さい。